消費者庁 表示対策課 宛て

「家庭用品品質表示法の繊維製品品質表示規程の一部を改正する消費者庁告示案」に対する意見

名		称	いっぱんしゃだんほうじん ほっかいどうしょうひしゃきょうかいかいちょう 一般社団法人 北海道消費者協会会長
		.,,	
部	署	名	総務調整部門 組織活性化G
業		種	消費者団体
			7060-0003
住			札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟2階
電	話 番	号	011-221-4217
電子メールアドレス			do@syouhisya. or. jp
			【1】はじめに
			○今回の改正は、国際規格ISOとの整合化を図るものであ
			り、現行の洗濯絵表示が22種類から41種類に増える等
			大幅改正となる。
			商業クリーニングが適用範囲になる等メリットもあるが、
			長年慣れ親しんできた絵表示から、なじみのない抽象的な
			記号に変更されるため、周知されるまでの間混乱が予想さ
			れる。ついては、以下具体的な意見を提出する。
			 【2】改正に伴う任意表示(日本語表示等)の充実について
	意	見	○今回の改正では、記号の近くに「手洗い」「ネツト使用」
	尽	九	
			等の日本語による任意表示は認められている。
			 ○混乱を少しでも防ぐ観点から、日本語による任意表示が求
			められていることや、消費者への適切な情報提供の観点か
			らも、アパレル業界や輸入事業者に対し、分かりやすい任
			意表示の促進を指導すべきである。
			 【3】改正に伴う事業者(表示責任者等)への指導について
			○今回の改正では、表示責任に関し「取り扱いに関する表示
			記号または付記用語で示した事項は、信頼性のある根拠
			(試験結果、素材の特性、過去の不具合実積など)による裏
			付けを持つことが望ましい」としている。
1			

○今後、消費者が繊維製品を取り扱う上で不具合がおきないよう信頼性のある根拠に基づく表示の徹底や、国や地域による洗濯習慣の違い等を考慮した取り扱い表示(任意表示等含む)についての、事業者指導を進めるべきである。

【4】改正に伴う周知・啓発活動の徹底について

○今回、繊維製品品質表示規程の改正により、表示等が抜本 的に変わることとなる。

意 見

- ○各家庭で混乱しないよう、マスコミを通じた周知、パンフレットの配布やセミナーの開催、相談窓口の設置等の啓発 活動を積極的に推進すべきである。
- ○一般啓発に加えて、児童・学生を対象とした学校教育の取り組みや高齢者等への分かりやすい啓発も進めるべきである。